公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る令和9年度予算が成立し、予算が配当されることを条件とするものです。

令和8年11月12日

世田谷区

1.業務概要

（1）件名

「世田谷区喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）実証運行業務（概算契約）」

（2）目的

世田谷区（以下「区」という。）では、最寄りの鉄道駅から500m以上、かつバス停から300m以上離れている地域を基準に、勾配や公共交通の運行本数を踏まえ、「公共交通不便地域」を定義している。公共交通不便地域には、既存のコミュニティバス路線で活用されている小型バス車両すら通行が困難な狭あいな道路が多いことから、新たな公共交通不便地域対策として、区は、令和7年度に策定した「世田谷区コミュニティ交通導入ガイドライン」に基づき、重点検討地域の一つである「喜多見地域」について、地域とともに新たなコミュニティ交通の導入に向け検討を重ねてきた。

本取組みの有効性や運行の課題等を把握、分析し、持続可能性の検証を目的として、令和9年度より、喜多見地域において実証運行を実施する。

（3）業務内容

①定時定路線型の乗合方式による車両運行業務
②運行車両の確保および維持管理業務
③事務所の設置・維持管理
④収支報告書・利用者状況等報告書の提出
その他詳細は、別紙「参考仕様書」のとおりとする。

（4）委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

（5）補足事項

①本業務の仕様書（案）は別紙「参考仕様書」のとおりである。なお、正式な仕様書については、プロポーザルにより選定した事業者との協議を踏まえ、区が作成する。

②選定された受託候補者との契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があることを条件として、原則として令和9年度を含め通算3年間（令和12年3月末までを見込む）を限度に随意契約を締結することができる。なお、令和10年度以降の契約締結にあたっては、前年度の履行実績が良好であることを条件とするとともに、実証運行の運行状況について検証を行い、ワゴン車を活用した定時定路線型コミュニティ交通の有効性等が確認された場合に限る。

2.参加資格

次に掲げる参加要件を全て満たすこと。

（1）世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書
②税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）
③財務諸表（過去3年間）

（2）実証運行開始日（令和9年6月）までに、業務の履行が可能な事業能力を有していること。

（3）道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条または第21条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得済み、または実証運行開始日までに取得することが可能であり、乗車定員11人未満のワゴン車両を活用した業務内容を遂行できる見込みがあること。

(4)世田谷区内または隣接する自治体に事業所、営業所を有しており、緊急時、迅速に対応できる体制を整えることが可能であること。
(5)「世田谷区喜多見地域コミュニティ交通(定時定路線型)実証運行業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者ではないこと。
委員長: 道路・交通計画部長 堂下 明宏
委　員: 道路・交通計画部交通政策課長 倉地 浩輔
委　員: 砧総合支所地域振興課長 松岡 敏幸
(6)道路運送法(昭和26年法律第183号)第7条に定める欠格事由に該当しておらず、同法第40条に定める許可の取消し処分を受けていないこと。
(7)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定による地方公共団体の一般競争入札参加資格に抵触していないこと。
(8)応募事業者(関連団体も含む。)又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
(9)世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。
(10)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立て中の者でないこと。
(11)都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件担当課が参加表明書の記載内容に基づき、参加表明書を提出した法人の参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

4 審査方法

受託候補者の選定は、書類審査にて行う。別に定める要綱により設置した選定委員会において提案書を精査し、参加者の業務実績の観点から客観的審査を行い特定する。提案書記載項目は「募集説明書」を確認すること。

5 手続等

(1)各書類提出先

本プロポーザルに係るすべての書類の交付場所および書類の提出先は、以下、「7 本件担当事務局及び各書類提出先」とする。

・開庁時間

土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2)募集説明書の交付期間、取得方法

①交付期間

令和8年11月12日(木)～令和8年11月26日(木)午後5時まで

②取得方法

ア 以下「7 本件担当事務局および各書類提出先」の窓口にて希望者に無償配布

イ 世田谷区のホームページ(ページ ID:36697)からダウンロード

(3)参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限

全て令和8年11月26日(木)午後5時まで(必着)とする。

②提出方法

以下のアまたはイの方法で担当に提出すること。なお、いずれも担当者に到着確認を行うこと。

ア 電子データ:電子申請専用フォームにて提出。URLは、「7 本件担当事務局及び各書類提出先」に記載。

イ 紙文書:「7　本件担当事務局及び各書類提出先」窓口に持参(開庁時間中)、または郵送(書留に限る)。

(4)提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限

令和8年12月22日(火)午後5時まで(必着)

②提出方法

電子データと紙文書の両方を提出すること。

ア 電子データ(PDF ファイル)

電子申請専用フォームにて提出。URLは、「7　本件担当事務局及び各書類提出先」に記載。

イ 紙文書

「7　本件担当事務局及び各書類提出先」(開庁時間中)へ持参、または郵送(書留に限る)。

6　その他

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2)プロポーザルに要する費用の全ては提案事業者の負担とする。
(3)契約保証金　免除
(4)契約書作成の要否　要
(5)当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無　無
(6)区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。
(7)原則、受託者は業務の一部あるいは全部を第三者に委託することはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める場合は、区と協議の上、その一部を再委託することができる。
(8)区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
(9)本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
(10)参加表明書及び提案書の作成・提出などに係る費用については、区は一切負担しない。
(11)本選定過程で提出された資料等は返却しない。
(12)提出書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
(13)本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案内容に区は拘束されない。
(14)詳細は募集説明書による。

7　本件担当事務局及び各書類提出先

世田谷区　道路・交通計画部　交通政策課　交通企画担当
〒158-0094　東京都世田谷区玉川1－20－1　二子玉川分庁舎3階A31
電話番号:03-6432-7946
FAX:03-6432-7991
電子申請フォームURL:
https://bdb96424.form.kintoneapp.com/public/b0cd7185919734290 85b4924b6aa51a1a940660c5a09b317ad3f6742bc91b727

世田谷区ホームページにおける本プロポーザル情報掲載ページ

世田谷区トップページ→目次から探す→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→住まい・街づくり・環境